

地域計画

策定年月日	令和7年3月19日
更新年月日	令和8年3月31日 (第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	知名町(46534)
地域名 (地域内農業集落名)	芦清良地区 (芦清良)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	162 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	161 ha
② 田の面積	0 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	161 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	39 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	30 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	39 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	21 ha
(備考)管内には隣接字からの入り作が、一割程度ありその逆もある中、相互に農地利用の最適化が図られています。尚、農用地等面積に約1haの遊休農地が存在します。	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

<p>・現状では農業経営主の高齢化が進み、農家戸数の減少傾向が見られます。又、高齢農家の中には、後継者が定かでない世帯も多くあります。よって、一時的には農地の大量放出が想定されます。農家戸数の減少度合いに対して、次世代の担い手の補充が追いついていません。よって、その対応が課題となっています。</p> <p>・大量放出が集中した場合には、利便性の低い農地から先に見放される恐れがあります。従って、今後は「遊休農地発生の予防」に力点を置く必要があります。又、農地の引継ぎはもとより農業用倉庫・トラクター等の農業基盤全般の円滑な継承も課題となっています。</p> <p>・農地の錯圃(分散した状況)が続いています。次世代農家が農業用機械の大型化・GPS運転・ドローン散布などの「スマート農業時代」の到来に対応する為に、農地の交換や合筆等によるフーバテ化(区画拡大)が必要となっています。従って、これを後押しする有効な「支援事業」が必要であり、国際的競争力・生産力を高めるために農地の構造的改善も課題となっています。</p> <p>・離島の輸送野菜に於いて、天候不順等による船舶の欠航は収穫作業の中断や調整を余儀なくされ、引いては物流の滞荷を発生させ鮮度低下をもたらします。このようなリスクを回避するために、計画出荷に向けての保管場所の設置や加工・冷蔵技術の導入が課題となっています。</p>

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・地域農業の将来の在り方として、専業農家のみならず兼業農家を含め多種・多様な農業者を発掘して、まずは包括的な人材の育成を図ります。その中で中核となる次世代の担い手を定着させ、「家族協定」などの締結を促し「共に従事・共に経営」を理念とする男女共同参画型の農村社会を目指します。尚、引き続き「自立自興」をスローガンとして地域全体の経営力を高めます。その過程の中で各種支援事業の活用を図りつつ、安定した農村人口を維持・確保して食料安定供給の一翼を担う地域として、持続可能な「住みよい農村社会」を構築して行きます。

・亜熱帯に属し台風の常襲地でもあり先人の経験から、冬春期に収穫される作物に絞られて来た経緯を踏まえ、適地適作としてサトウキビ、馬鈴薯、豆類、花き類等を基幹作物としながらも、新たに高収益作物等を導入し、輪作体系を確立して労力の分散化を図りつつ、収入の安定を確保する観点から複合型経営も視野に入れます。

・主軸となる基幹作物の栽培方法については、地域全体では有機栽培を推進して「食の安全・安心」を確立します。その手段の一つとして地元の製糖工場や畜産農家との連携を深め、堆肥等の活用による循環型農業を推進し、化成肥料や農薬等の使用を「テゲテゲ」に減らして、農耕地の地力を高め連作障害等の緩和を実現します。

・冬春期の農繁期には労働力不足が発生します。その時は農業支援サービス事業者等の活用、並びにリタイヤ農家が有する技術や経験、労力等の包括的な活用を図り、「ユイタバ」を基調とする伝統的な相互扶助のシステムを取り入れて、地域住民との雇用の調和を図ります。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

「守るべき農地」の利用の最適化を推進する為、地区内に農地の保全組織「芦清良農地保全協会・・・別紙②」を設立して、地域ぐるみで農地を資源としての保全し、円滑な継承を実現します。合わせて、農地バンクの活用を図りつつ、原則として次世代農家への農地の集積・集約を推進します。しかし、現在は農地の利用率が極めて高い観点から、敢えて集落営農や外部からの入り作を推進する必要はなく、内部に於いて引き続き次世代後継者等を育成しつつ、総合的な農地利用の実現を目標とします。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	75 %	将来の目標とする集積率	80 %
--------	------	-------------	------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

令和6年末時点の農業経営体は約70世帯です。そのうち70才未満の担い手は50世帯程です。担い手が耕作する農地の一筆平均面積が現在の15aから30aになるよう耕地の集約を図ります。尚、その過程において農地の交換や合筆へ向けて、地域全体で話し合いを進め多面的な支援を推進します。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

農用地の集積・集団化は、迅速性・公平性を必要とします。これを実現するために「農地の集積要領・・・別紙②」を定めるものとします。農地が親族・縁者・隣人へと受け継がれてきた地域性を踏まえて、次世代の若手農家に「守るべき農地」を適確にマッチングさせます。「使える農地を、使える内に、使える人に」をスローガンとして掲げ、農地利用の持続化・効率化・集団化も合わせて取り組んでいきます。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

農地バンクの活用を啓発しつつ、担い手への農地の集積・集約を推進します。又、地域としては合意形成を前提に集団的集積を適時に実施するものとします。尚、個別の活用も貸主の意向に基づき柔軟に取り組んでいきます。

(3) 基盤整備事業への取組

社会的状況の変化に応じて、地域計画の中に農業農村整備事業やその他関連事業等の活用を位置付けします。特に農業部門では農地の再開墾・整形化や給水栓の新設・増設等の条件整備を行い、利用の高度化や収益性の向上を図ります。その過程の中でも次世代農家へ農地の集積・集約を推進し、段階的な集団化・団地化も取り組んでいきます。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

農業経営を目指してやる気のある多種・多様な人材を発掘し、次世代を担う者として目標地図に位置付けします。同時にその後の定着を地域全体で後押しして、後継者の確保・育成を持続的に取り組んでいきます。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

支援サービス事業者の活用は、農作業の効率化・分業化、又は後継就農者の定着等を促進する観点から包括的に推進します。しかし、作業内容については繁忙期が重なることから、個々の判断を優先にして取り組んでいきます。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ②有機栽培を推奨し、化成肥料や農薬の使用軽減を図り、地域全体で環境にやさしい農業を推進するものとする。
- ③スマート農業の導入を推奨し、農作業の均一化・省力化・迅速化を推進するものとする。
- ⑦農地を資源として保全・管理する観点から、「芦清良農地保全協会・・・別紙③」と連携し、農地利用の最適化を図るものとする。
- ⑧農業用施設のうち、公益性が高いものは農村整備事業やその他の事業を活用して農村振興に繋げるものとする。
- ⑩全ての農家、及び地域の関係者は遊休農地発生において、早期発見のモニターの役割を担うものとする。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)					
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考	
	別紙のとおり		ha	ha		ha	ha			
				ha	ha		ha	ha		
				ha	ha		ha	ha		
				ha	ha		ha	ha		
				ha	ha		ha	ha		
				ha	ha		ha	ha		
				ha	ha		ha	ha		
				ha	ha		ha	ha		
				ha	ha		ha	ha		
				ha	ha		ha	ha		
				ha	ha		ha	ha		
				ha	ha		ha	ha		
				ha	ha		ha	ha		
				ha	ha		ha	ha		
計	0経営体		0 ha	0 ha		0 ha	0 ha			

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	沖永良部さとうきび生産対策本部	散水・収穫作業(ハーベスタ)	サトウキビ
2	沖永良部農業開発組合	株出し・中耕・培土作業	サトウキビ
3	知名町シルバー人材センター	各種農作業	特定なし
4	JAあまみ知名事業本部	除草・消毒(ドローン)	ジャガイモ
5	JAあまみ知名事業本部	掘取機のリース事業	ジャガイモ

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和16年度)								
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考				
1	認農	AYN	畜産	0.8	ha	ha	畜産	0.8	ha	ha	AYN	AYN	
2	認農	ALP	馬鈴薯	1.78	ha	ha	馬鈴薯	1.78	ha	ha	ALP	ALP	
3	認農	AUS	馬鈴薯	1.99	ha	ha	馬鈴薯	1.99	ha	ha	AUS	AUS	
4	認就	AWY	畜産	2.74	ha	ha	畜産	2.74	ha	ha	AWY	AWY	
5	一般	BOA	サウキビ	1.51	ha	ha	サウキビ	1.51	ha	ha	BOA	BOA	
6	認就	DBI	ニンニク	0.45	ha	ha	ニンニク	0.45	ha	ha	DBI	DBI	
7	認農	BWO	馬鈴薯	5.93	ha	ha	馬鈴薯	5.93	ha	ha	BWO	BWO	
8	認農	AUV	馬鈴薯	5.32	ha	ha	馬鈴薯	5.32	ha	ha	AUV	AUV	
9	一般	AUQ	サウキビ	0.99	ha	ha	サウキビ	0.99	ha	ha	AUQ	AUQ	
10	認農	CTS	馬鈴薯	0.41	ha	ha	馬鈴薯	0.41	ha	ha	CTS	CTS	
11	認就	CWL	馬鈴薯	0.28	ha	ha	馬鈴薯	0.28	ha	ha	CWL	CWL	
12	到達	AID	豆類	4.55	ha	ha	豆類	4.55	ha	ha	AID	AID	
13	到達	AUJ	馬鈴薯	2.12	ha	ha	馬鈴薯	2.12	ha	ha	AUJ	AUJ	
14	認就	CXB	馬鈴薯	0.19	ha	ha	馬鈴薯	0.19	ha	ha	CXB	CXB	
15	到達	CSE	馬鈴薯	0.98	ha	ha	馬鈴薯	0.98	ha	ha	CSE	CSE	
16	認就	CAZ	馬鈴薯	1.83	ha	ha	馬鈴薯	1.83	ha	ha	CAZ	CAZ	
17	一般	CZF	サウキビ	0.72	ha	ha	サウキビ	0.72	ha	ha	CZF	CZF	
18	到達	ASF	馬鈴薯	1.31	ha	ha	馬鈴薯	1.31	ha	ha	ASF	ASF	
19	到達	EOQ	サウキビ	1.58	ha	ha	サウキビ	1.58	ha	ha	EOQ	EOQ	
20	到達	AZK	馬鈴薯	2.76	ha	ha	馬鈴薯	2.76	ha	ha	AZK	AZK	
21	一般	AVN	馬鈴薯	4.68	ha	ha	馬鈴薯	4.68	ha	ha	AVN	AVN	
22	到達	CVQ	馬鈴薯	0.32	ha	ha	馬鈴薯	0.32	ha	ha	CVQ	CVQ	
23	一般	EOR	馬鈴薯	1.62	ha	ha	馬鈴薯	1.62	ha	ha	EOR	EOR	
24	到達	AYT	サウキビ	0.69	ha	ha	サウキビ	0.69	ha	ha	AYT	AYT	
25	一般	CSC	サウキビ	2.94	ha	ha	サウキビ	2.94	ha	ha	CSC	CSC	
26	到達	CSD	馬鈴薯	1.33	ha	ha	馬鈴薯	1.33	ha	ha	CSD	CSD	
27	一般	AZI	馬鈴薯	0.14	ha	ha	馬鈴薯	0.14	ha	ha	AZI	AZI	
28	認農	ASJ	馬鈴薯	3.26	ha	ha	馬鈴薯	3.26	ha	ha	ASJ	ASJ	
29	認農	AWS	花き	1.64	ha	ha	花き	1.64	ha	ha	AWS	AWS	
30	認農	ATV	馬鈴薯	1.25	ha	ha	馬鈴薯	1.25	ha	ha	ATV	ATV	
31	認農	EOS	馬鈴薯	1.69	ha	ha	馬鈴薯	1.69	ha	ha	EOS	EOS	
32	認農	AVC	畜産	3.96	ha	ha	畜産	3.96	ha	ha	AVC	AVC	
33	到達	DIE	馬鈴薯	2.86	ha	ha	馬鈴薯	2.86	ha	ha	DIE	DIE	
34	認農	AIQ	馬鈴薯	5.55	ha	ha	馬鈴薯	5.55	ha	ha	AIQ	AIQ	
35	一般	EOT	馬鈴薯	0.17	ha	ha	馬鈴薯	0.17	ha	ha	EOT	EOT	
36	認農	AUY	馬鈴薯	2.68	ha	ha	馬鈴薯	2.68	ha	ha	AUY	AUY	
37	到達	APK	馬鈴薯	2.83	ha	ha	馬鈴薯	2.83	ha	ha	APK	APK	
38	認農	ATU	馬鈴薯	3.15	ha	ha	馬鈴薯	3.15	ha	ha	ATU	ATU	
39	認農	AXE	馬鈴薯	4.5	ha	ha	馬鈴薯	4.5	ha	ha	AXE	AXE	
40	一般	EOU	サウキビ	0.87	ha	ha	サウキビ	0.87	ha	ha	EOU	EOU	
41	認農	CVI	サウキビ	0.27	ha	ha	サウキビ	0.27	ha	ha	CVI	CVI	
42	到達	AVE	馬鈴薯	2.57	ha	ha	馬鈴薯	2.57	ha	ha	AVE	AVE	
43	到達	AQH	サウキビ	3.51	ha	ha	サウキビ	3.51	ha	ha	AQH	AQH	
44	到達	AKE	馬鈴薯	2.27	ha	ha	馬鈴薯	2.27	ha	ha	AKE	AKE	
45	到達	APP	サウキビ	6.3	ha	ha	サウキビ	6.3	ha	ha	APP	APP	
46	到達	AYI	サウキビ	1.09	ha	ha	サウキビ	1.09	ha	ha	AYI	AYI	
47	一般	EOV	馬鈴薯	1.95	ha	ha	馬鈴薯	1.95	ha	ha	EOV	EOV	
					ha	ha			ha	ha			
	計	47経営体		102.3	ha	0	ha		102.3	ha	0	ha	

4.地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)の考え方

目標地図に「守るべき農地」を明記し、そこに10年後の「農業を担う者」として耕作予定者を位置づけします。高齢農家のリタイヤを見据えて、「担い手への農地の集積計画」を策定します。この中で放出が想定される農地面積と引受許容面積を数値化します。担い手がこの情報を共有して、合意の中で「一筆ごとの耕作予定者」を地図上に位置付けします。尚、緊急時の耕作代行者も含めて該当する担い手農家の一覧表を作成するものとします。そして、この地域計画と各種補助事業との連携を強化します。

6.目標地図(別添のとおり)

現在の耕作ステージを「現況地図」とします。地域の話し合いの中でこれを継承・発展させた形で「目標地図」を策定します。その過程においてそれぞれの農家の世代交代を見据えて、未来の農業を担う者の名前を一筆ごとに地図上に表記(張り付け)して行きます。但し、名前の貼り付けを以ってその人に継承義務を負わせる事は無く、所有権や利用権を決定するものではありません。

現況地図は、地域の話し合いの中で使用する「青写真」です。聞き取り調査を随時行い、地図上の修正加除は役場(農林課・農業委員会)が行います。但し、目標地図を国へ提出する場合は、貼り付けした名前は割愛します。

「守るべき農地」の地図上の色分けについて、まずは解消すべき遊休農地を「桃色」で表示します。次に、年齢を基軸にして70歳未満の農家の耕作地には、現在の耕作者名又はその継承者名をそのまま記載し「青色」で表示します。一方、70才以上の高齢農家の耕作地は、マッチングすべき重点農地として緊急性を踏まえて「黄色」で表示します。

「黄色」で表示された農地については10年先を見据えて、将来の農業を担う者が決まった段階で一筆ごとに名前を記載し、就農開始と同時に地図を青色表示に修正(統一)します。しかし、まだ決まらない場合は「現在調整中・検討中」の意味で、名前を記載せず黄色のまま空白(保留)とします。保留となっている農地は、所有者・管理者等のご意向を踏まえながら農地利用の最適化を推進します。

【 農地の集積要領 】

芦清良農地保全協会

農地の貸借や売買等の斡旋依頼がある時は、「地域計画」に準じて、原則として以下の各項（①～⑧）により、対応するものとする。

- ① 相談者に対しては、速やかに農業委員会へ申し出るよう推奨する。
 - 1 斡旋委員が選任され、手続が円滑にできる場合があります。
 - 2 各種制度が適用され、個別に活用できる場合があります。
- ② 斡旋委員からの求めにより、候補者を選定するときの交渉の順番は、次の通りとする。
 - 1 現在の小作人、又は管理者
 - 2 依頼人の近親者(4親等までのハロジ)に該当する農家
 - 3 当該農地と面的な統合・合筆・集約が可能な隣接農家
 - 4 目標地図に位置付けされている次世代農家
- ③ 次の場合は、候補者を「入札」又は「抽選」で選定する。
 - 1 前項の順で候補者が決まらない場合
 - 2 候補者が複数いると認められる場合
 - 3 当該農地が、耕作者を失い荒廃化が進む恐れがある場合
- ④ 入札は、次の各号の条件下で行う。
 - 1 対象農地には案内板を設置し、下見が可能であること
 - 2 入札を行う前に、主催者が売買状況の説明を行うこと
 - 3 10a当りの指値書(上限額～下限額)を封印して提出させること
- ⑤ 入札の方法は次の通りとし、事務は協会に一任する。
 - 1 入札の通知は、字内での貼り紙・マイク放送等で行う。
 - 2 利害関係のない立会人を置き、指値書を会場で開封させる。
 - 3 入札は、一筆ごとに面積が広い順に行う。
 - 4 入札票には①圃場番号・②入札者氏名・③入札金額を記載する。
 - 5 入札額は、10a当りの単価(税抜き)で記載する。
 - 6 同額の落札者がいる場合は、年齢の低い順とする。
 - 7 不成立の場合は、下限額を開示して再選出を行うことができる。
- ⑥ 落札者は、当該農地に入り耕作準備に着手できるものとする。
- ⑦ 協会は原則として仲介・契約・登記等には関与しない。
- ⑧ この要領に記載のない事案は、会長の決するところによる。

芦清良農地保全協会規約

(令和6年12月26日)

(名称)

第1条 この組織は、「芦清良農地保全協会」と称する。(以下「協会」という。)

(事務所)

第2条 協会の事務所は、芦清良字公民館(知名町芦清良2230番地)に置く。

(目的)

第3条 協会は、地域計画に準じてすべての農地を資源として保全し、利用の最適化を推進することにより、地域の持続的発展を図ることを目的とする。

(活動)

第4条 協会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 「地域計画」の構想・作成・実現等の推進活動
 - (2) 行政及び農地中間管理機構が行う事業等の利用・啓発活動
 - (3) 次世代担い手への農地の集積・集約・斡旋活動
 - (4) その他、目的を達成するために必要な活動
- 2 協会は、活動において営利を目的としない。

(構成員)

第5条 協会の構成員は、地域の農業関係者及び本会の目的に賛同する者とする。

(会員の定義)

第6条 協会は、字内で農業を担う者(法人含む)を農業経営体とみなし、その代表者を会員とする。

(農業を担う者)

第7条 協会は持続的・安定的に農業を担う70才未満の者のうち、現状維持もしくは規模拡大を志向する者、又は新規に就農する者等を芦清良地区の「農業を担う者」として位置付ける。

- 2 協会は、該当者名簿を作成し地域計画の「目標地図」に位置付ける。
- 3 農地の集積・集約・斡旋は、原則として位置付けされた者に対して行う。

(役員規定)

第8条 協会は、役員として委員を選任し、役員会を設置する。

- 2 委員は互選して、会長1名・副会長1名・会計1名・書記1名・監査2名のほか推進委員2名を配置し、役員会は8名で構成する。
- 3 会長は、協会を代表して会務を統括する。会長不在のときは、副会長がこれを代行する。
- 4 役員の任期は3年とする。ただし、再選を妨げない。
- 5 役員は、任期満了後も新たな役員が選任されるまで、その職務を遂行する義務を有する。

(会合の要領)

第9条 会合は、会長が必要と認める時に開催する。

- 2 開催の通知は、書面又は字の専用マイク放送等で行うものとする。
- 3 賛否は出席者の過半で決し、別段の意思表示がない場合は、賛成したものとみなす。

(役員会の権能)

第10条 次に掲げる各号は、役員の過半数が出席した会合において決する。

- (1) 活動の経過・成果報告、活動の方針及び計画
- (2) 役員を選任、規約の変更及び廃止
- (3) その他、活動を行うための重要事項

(顧問)

第11条 協会は、字選出の区長を顧問とする

- 2 顧問は、会合に出席して、いつでも意見を述べることができる。
- 3 役員に欠員が生じた場合の補任は、区長の推薦に依る。

(報酬)

第12条 全ての役員は、名誉職とし無報酬とする。

(運営経費)

第13条 協会の運営経費は、次に掲げる各号の項目から充てる。

- (1) 活動助成金(補助金)
- (2) 寄付金

(書類の管理)

第14条 協会は、次の各号に掲げる書類を事務所に備えておくものとする。

- (1) 会合(農談会・語る会)及び役員会資料、並びに会議録
- (2) 金銭の収支を証する書面
- (3) 行政庁からの通達書、並びに提出した書面の写し

(解散)

第15条 協会の解散については、会合において出席者の3分の2以上の賛同を必要とする。

- 2 解散時の残余財産は、すべて芦清良字に寄付するものとする。